

「九」 聖堂ニ於テ刃傷ニ及ビ候事*

学問所書生寮ニ修業として罷出デ居リ候、松平肥後守家来狩野軍兵衛昨日乱心仕リ、津輕越中守家来松井慶造を刃傷仕リ、夫より佐賀浪人西村有藏を切付ケ、又松平肥前守家来吉村東兵衛ニ手疵を負ハセ候ところ、其序デニ居合セ候津輕越中守家来黒瀧藤太、軍兵衛を取押ヘ申シ候。有藏儀は深手ニテ相果テ申シ候。東兵衛、慶造儀は浅手ニテ、医師呼寄セ療治仕ラセ候。依て此段申上ゲ候。以上。

十二月四日

文政六癸未年

右は林大学頭様より 公儀へ御達シの書付の由承リ候。

西丸御徒頭柴田彦衛門組御徒

服部長兵衛遠類

鵜殿新治郎

其方儀、去ル未十二月三日、狩野軍兵衛、黒瀧藤太ニ面会致度キ間達シ呉レ候様申スニ付、吉村東兵衛寮へ罷越シ、藤太へ軍兵衛伝言の趣キ申聞キ候節、同人義理不尽ニ板戸を押明ケ抜刀を以テ東兵衛へ切付ケ候ハ、帯剣致さず候とも取斗ヒ方もこれ有ルべきところ其義無ク、殊ニ軍兵衛より竹本宗次郎宛の封書何心なく開封致シ候ところ、軍兵衛義武士道立チ難ク付果シ候旨書面これ有リ候ハ、其筋へ申達スべきところ、右鉢の品これ有リ候ては寮中の者共難儀ニ相成ルべく候趣キニ候とて焼捨テ候段、旁タ不埒ニ付押込メ申付ケ候。

松平和泉守家来

佐藤英藏

其方儀、去ル十二月三日、狩野軍兵衛刃傷ニ及ビ候節、携ハリ候筋はこれ無ク候へども、鵜殿新次郎義齋長より達シこれ有ル軍兵衛諸道具取方付ケ候手伝いたし遣シ候みぎり、同人より竹本宗次郎宛の封書、新次郎儀何心無ク開封いたし候ところ、軍兵衛儀恥辱を受ケ武士道立難ク付果シ候旨の書面これ有リ候ハ、其筋へ申立ツベキところ、右鉢の品これ有リ候ては寮中の者共難儀ニ相成ルベキ間、焼捨テるべく新次郎申シ候ハ、如何と心付クベキところ然ルベキ趣キ相答へ、既に同人義右書面焼捨テ候段、不束ニ付急度叱り置ク。

津輕越中守家来

黒瀧藤太

其方儀、学問所書生寮舎長相勤メ罷在ル去ル十二月三日朝、狩野軍兵衛義面色を替ヘ刀を提ゲ罷越シ、寮中の書生嘲弄等致シ候者これ有リ恥辱を受ケ武士道立難ク、右は畢竟舎齋長共取締リ方不行届故の儀心外ニ付刃傷ニ及ブべき旨申聞キ、難念ヲ以テ心得違ヒ致シ候義と存ジ種々利解申シ諭シ候ニ付納得いたし立歸リ候後、同日昼九ツ時頃用談これ有リ吉村東兵衛寮へ参リ居リ候ところ、軍兵衛西村有藏を殺害ニ及ビ、松井慶藏へ手疵負ハセ候上、理不尽ニ東兵衛寮板戸押明ケ同人へも手疵負ハセ、右の最初容易ならざる義申聞キ候ハ、其筋を申立ツベキところ、其義無

ク既ニ軍兵衛儀刃傷ニ及ビ候時宣相成り候段不埒ニ付急度申付クべきところ、早速軍兵衛を取押へ候ニ付、咎の沙汰ニ及ばず。

丹羽左京大夫家来

沢 外記悴

沢 弥八郎

其方儀、西村有藏同寮ニ罷有ル去ル未十二付三昼九ツ時、屏風を建切り読書致シ罷在リ候ところ、早朝より書物下見致シ居眠リ候砌り、狩野半兵衛義有藏を理不尽ニ討果シ候義は存ぜず、二階より下リ候足音にて目覺メ、直々相手を追懸ケ候義ニて臆し候とはこれ無ク候へども、同間ニ罷在リなから有藏殺害に逢ヒ候とも心付カズ罷在候段不届キ候ニ付、急度叱り置ク。

田村左京大夫家来

久水安次郎

其方儀、吉村東兵衛同寮ニ罷在ル去ル未十二月三日昼九ツ時頃、寮内屏風を建テ仕切り看書致し居リ候ところ、狩野軍兵衛義、東兵衛寮板戸を押明ケ抜刀を以テ同人ニ切付ケ候砌り屏風を明ケ罷出デ候ところ、居合セ候黒瀧藤太義、軍兵衛を取押へ候義ニて臆し候ニはこれ無ク候へども、同間ニ召シ罷在リ早速出会申サズ不束ニ付、急度叱り置ク。

松平肥前守家来

吉村東兵衛

津輕越中守家来

松井慶藏

松平越中守家来

森六之進倅

森 伸助

松平伊賀守家来

山本宇平太倅

山本剛藏

松平淡路守家来

富田弥右衛門倅

富田助作

加藤遠江守家来

高山典十郎倅

高山寛弥

其方共儀、右一件ニ付相尋ネ候ところ、不埒の筋もこれ無ク間、一同構無シ。

柴田彦衛門組御徒

服部長兵衛

松平大和守家来

松野伝十郎

津輕越中守家来

杉山織衛

丹羽左京大夫家来

松田 蔀

田村左京大夫家来

須藤鎌藏

松平肥前守家来

中嶋弥太夫

松平越中守家来

野田群藏

松平伊賀守家来

山本市右衛門

*

*この位置に処分内容
の記載があるべき。
筆写洩れか

鵜殿新次郎は押込メ、佐藤英藏、沢弥八郎、久永安次郎は急度叱り置ク、黒瀧藤
度申付クべきところ、早速狩野軍兵衛捕押へ候義ニ付咎メの沙汰ニ及バぬ旨申渡シ
右は水野出羽守殿御差図ニより申渡シ。吉村東兵衛、松井慶藏、森仲助、山本剛

田助作、高山寛弥は構ヒ無キ旨申渡ス間、其旨銘々其筋へ申聞クべく、狩野軍兵衛
味中病死仕り候間、一同其旨存ズべし。

* 原本番号
六九一五
六

〔一〇〕 文政七甲申年十月十一日 宇市復讐*

山田三十郎知行所

上州緑野郡倉ケ野宿在

安久津村百姓才市養子

宇市 申十八才

一 私儀、親敵討ち候ニ付、御檢使の上御尋ネ御座候。

私儀、土井大炊頭様御領分野州安蘇郡佐野植野村百姓ニテ足袋職仕り候源助倅
右源助并ニ私十二才の節、上州高崎宿連雀町七郎右衛門店八五郎病致シ罷り候ニ
引越シ世話相頼マレ、源助弟子安兵衛同職分致シ罷在り、七ヶ年以前六月四日、
衛と源助申争ヒいたし候ところ、安兵衛義、源助面部へ煮茶懸ケ候ニ付、源助義
けいさんをもつて右頭へ疵付ケ候ところ、隣家の者共罷越シ源助を隣家へ連参り申
シ宥。暫ク過ギ源助義、宅へ参り候ところ、右安兵衛儀真木を以テ頭を打ち疵付
ケ氣絶ところ、村役人共罷越シ聊カの疵ニこれ有ル間、案ズル事これ無キ旨申聞キ
色タリ候へども相届カズ、同六日相果テ申シ候。然ルところ、安兵衛義直チニ逃去
リニ付、右の段御領主松平右京大夫様御役所へ御届ケ申上ゲ候へは御檢使下シ置カ

* 卦算。文鎮の異称
* 薪

御調べこれ有り候由。其砌私幼年ニ付、伺の弁も御座無ク候。其頃右七郎右衛門
て前書才市は念流劍術指南致し候者ニこれ有り候間四年程稽古仕り、去々年八月
去年七月迄上州、野州辺并ニ御当地心懸ケ所々相尋ネ候へども安兵衛行衛相知れ
候ニ付、一ト先ズ国元へ罷歸り当七月中上州足利辺へ用事これ有り罷越シ候とこ
親源助弟子吉兵衛と申ス者ニ出会ヒ同人申聞キ候は、右安兵衛義は江戸表ニ居リ
吉兵衛旅宿致シ候宿へ江戸より職人参リ噂致シ候旨申聞キ候間直々国元へ罷歸り
月三日浅草平右衛門家主ハ存ぜず、粉屋藤七義は知人ニ付同人方へ罷越シ粉の手
シ、透キを見合ハセ御当地所々相尋ネ候へども見当り申サズ候ところ、右藤七悻
藤藏と申ス者、内藤新宿三河屋徳右衛門と申ス者方に奉公致シ居リ候ニ付、私儀
折々藤七使ヒニ罷越シ候間、道筋安兵衛罷在リ候哉心付ケ相尋ネ候ところ、麴町
十二丁目紀の国屋と申ス足袋見世にて安兵衛を見懸ケ候へども、其日ハ使先の事
ニ候間藤七方へ罷歸り、翌日弥ヨ安兵衛に相違これ無キ哉と居所を養父才市へ申
聞クべく候と存ジ国元へ相歸リ候ところ、同人義御用向ニて日光表へ罷越シ候旨
家内の者共申聞キ候間、実父源助位牌を持参致し当月七日出立仕リ麴町を見当テ
ニ同九日昼頃罷越シ紀伊国屋見世^{*}を見候ところ、安兵衛細工致シ居リ候ニ付打懸
ケ打留メ申スべくと存ジ候ところ、御成り御当日ニもこれ有り候間、右鉢の始末
仕り町通りを騒セ候てハ恐入リ候間、其夜ハ近辺立廻り罷在リ、翌朝罷越シ候と
ころ、紀伊国屋見世安兵衛居合セ申サズ候ニ付討洩シ候義と残念ニ存奉リ其辺相

尋ね候ところ、紀の国屋より八、九軒も隔タリ三人連レニて安兵衛通り候を昼時頃見懸ケ候ニ付跡付ケ参り候ところ、市ヶ谷七軒町家主安次郎路の内ニ候哉二入り候ニ付、同人宅見届ケ置キ、同夜六ツ半時頃罷越シ紀伊国屋使ヒの由を申し表へ連出し、安兵衛と声を懸ケ候ところ、何者と安兵衛答へ候ニ付源助忪宇市ニ候、覚へこれ有ルべきの旨申し候へハ逃出シ候ニ付、追懸ケ参り親の敵と申しながら帯ビ居り候脇差を抜き背後より右の足へ切付ケ候ところ倒レ人殺シの由安兵衛声立テ候ニ付、私義親の敵の由呼ハリ重シかけ所覚へず切付ケ候ところ、相果テ申し候。留メ差シ申スまじくと兼て承り及ビ候間、差シ候ては如何と存ジ胸元へ右脇差ニて突通し候ところ、町役人ニ候哉大勢罷出デ、私義ハ自身番屋へ罷越シ、右始末を申立テ町法の通り取斗ヒ呉レ候様申聞キ候義ニ御座候。尤モ敵討チ申上ゲと存ジ奉り候ところ、右の義ハ御法度の由承り及ビ候間御願ヒ申上ゲず右鉢の始末ニ及ビ候段、恐入リ奉り候。本望相達シ候上は、此上如何様御仕置ニも仰付られ下シ置かれ候様偏ニ御慈悲願ヒ奉り候。且ツ、実母義は私九才の節相別レ何方ニ罷在リ候哉一向存ジ奉らず候。尤モ、伯父野州佐野天明新町百姓宇兵衛と申し当時存生ニ罷在リ候。右の外申上グベキ義御座無ク候。

安兵衛死骸相改メ年三十五、六ニ相見へ申し候。

一 右の膝皮少シ付、切疵一ヶ所

一 同股ニ壹寸二、三分程ツ、八ヶ所

* 原本番号 七一―三

○

* 西暦一八三〇年(

十二月改元、天保元年)

* 朱字書込み「此一件ニ付外科江戸表へ

罷出候事相止ム」

* 同右「丑年二月

の比牢死の由」

* 同右「四十六才」

* 文政九年(一

八二六)

一 同臀二五、六分程ツ、同七ヶ所

一 左膝の下壹寸余同三ヶ所

一 同腕二壹寸二、三分ツ、同式ヶ所

一 股二壹寸五分程突疵壹ヶ所

一 胸先二壹寸五分程突疵壹ヶ所

右死骸見分ヶ仕り候ところ、明店前下水内ニ仰向ヶニ相成り相果テ罷在り候。

一 位牌并ニ脇指持参仕り候。

右の通り町役人共立合ハせ死骸相改メ申シ候。

「二」 高橋作左衛門一件*

文政十三庚寅年三月

御書物奉行

天文方兼帶

高橋作左衛門

地誌并ニ蘭書和解等の御用相勤メ罷在り候ニ付、御用立テ候書籍取立テ差上ゲ候

ハ、御為筋とも相成ルべくと兼て心懸ヶ候由は申立テ候へども、去ル戌年江戸参府

の阿蘭陀人外科シ、ホルト儀、魯西亜人著述の書籍阿蘭陀属国の新図所持致シ候趣

*紀行の誤記

キ、通詞吉雄忠次郎より承り及ビ右書類手ニ入レ和解致シ差上ゲ度ク一図ニ存ジ込ミ懇望致シ候へども容易ニ手放さず候間、忍ひ候て度々旅宿へ罷越シ懇意を結ひ候上右書類交易の儀申談シ候ところ、シ、ホルト儀日本并ニ蝦夷地宜敷キ図これ有り候へば取替へ申すべき旨申聞キ、右地図異国へ相渡シ候義ハ御制禁ニこれ有ルべき哉とは存ジ候へども右にか、わり珍書取失ヒ候も残念に存ジ、下河辺林右衛門へ申付ケ先年御用ニて仕立テ候測量の日本并ニ蝦夷の地図地名等差略致シ新キニ仕立テさせ両度ニ差贈リ右書籍貰受ケ、并ニ東韃記行^{*}、北蝦記行^{*}、九州小倉下の関辺の測量切絵図等貸遣し、其後シ、ホルトより日本国へ蝦夷并ニカラフト、クナシリよりエトロフ、ウルツフ辺迄引続キ候縮図仕立テ呉レ候様申越シ候ニ付差贈リ候心得ニて是又林右衛門へ申付ケ仕立テ出来致シ候へども、望ミの書類手ニ入レ候上ハ最早差贈リ候ニは及バぬ義と追て心付キ、右絵図は差贈らず候ところ、右次第露頭ニ及ビ御詮義の上シ、ホルト帰国致さぬ内、地図其外とも取上ゲ候へども、右鉢容易ならぬ品阿蘭陀人へ相渡シ重き御制禁ヲ背キ候段不届の至リ、剩へ平日役所御入用筋の義縱令私欲の筋はこれ無クとも、勝手向入用と打込ミ遣弘ヒ紛敷キ取斗ヒ、其上身持不慎ミの儀もこれ有り、旁々御旗本の身分ニこれ有ル間敷キ儀、重々不届キノ至リニ付、存命候へは死罪仰付ケらるもの也。

*

御書物奉行

天文方兼帯

*朱字書込み「拾三、

四年過ギ候て召歸され天文方へ出居リ候ところ、弘化二巳年正月廿二日術業宜シク仕リ候ニ付、拾人扶持下され召出され小普請入り仰付ケらる」

作左衛門惣領

高橋小太郎

※

其方父作左衛門事、去ル戊午江戸参府の阿蘭陀人異国の珍書、絵図等所持致シ候趣キ承リ及ビ、右書類手ニ入レ和解致シ差上ゲ候ハ、御用ニ立ツべき品と存込ミ、懇望の餘リ彼の者望ミニしたかひ御制禁の義と心付キ乍ラ、日本并ニ蝦夷地測量の図其外品々相贈リ右書類貰受ケ候段、重キ御制禁ヲ背ク不屈の至リ、剩ヘ役所御入用筋の儀縦令私欲はこれ無ク候とも勝手手向入用と打込ミ遣弘ヒ候段紛敷キ取斗ヒ、殊ニ身持不慎ミの儀ともこれ有リ。其方儀ハ何事も存ぜず申立テ候へとも、作左衛門右躰不屈の始末ニも心付カズ、殊ニ身持の義は父の義ニ候とも心付キ異見をも申すべきところ其義無ク、畢竟等閑の心得方不埒の至リニ付、父作左衛門存命候へは死罪仰付ケらるべきものニ付、旁々其方義、遠嶋仰付ケらるもの也。

寅五月

阿蘭陀大通詞

佐竹壱岐守へ引渡シ申スべく候

馬場為八郎

同小通詞末席

前田大和守へ引渡シ申スべく候

稲部市五郎

同小通詞筋

上杉佐渡守へ引渡し申スべく候

吉雄忠次郎

右の者共、永牢申付ケ候うえ右の面々へ引渡し申さるべく候。尤モ、在所へ差遣シ流人の取扱ヒニて生涯取籠メ置キ候様申達シ候。請取り方并ニ途中手当等の儀は、其方へ承合ヒ候様相達シ候間、其意ヲ得らるべく候。

右、寅五月廿一日、松平和泉守殿御渡し成さるべきところ御不快ニ付、助御当番大久保加賀守殿筒井伊賀守へ御渡しシ。

馬場為八郎

総じて日本人より阿蘭陀人へ音信、贈答は容易ニ相成らず段弁へ罷在リ候上ハ、高橋作左衛門、外科シーホルトへ日本の地図相送りたき旨申越シ候節、容易ならぬ品ニ付早速その筋へ申立ツべきところ、御用筋の心得候とて右地図稲部市五郎を以テシーホルトへ相渡し候始末、大通詞相勤メ候身分別て不届ニ付、永牢申付ケ佐竹壱岐守へ引渡スもの也。

稲部市五郎

総じて日本人より阿蘭陀人へ音信、贈答は容易ニ相成らず段弁へ罷在リ乍ら、高橋作左衛門より外科シーホルトへ日本地図相贈リ候旨馬場為八郎申聞キ相渡し候とてシーホルト市中出候節右品相渡し、猶又同人より高橋作左衛門へ琉球国の地図と存ジ乍ら、江戸詰猪股源三郎方迄相届ケ候段御用筋と心得候とて、右始末通詞の身分別て不届ニ付、永牢申付ケ前田大和守へ引渡スもの也。

吉雄忠次郎

總じて日本人より阿蘭陀人へ音信、贈答は容易ニ相成らず段弁へ罷在リ乍う、去ル戌年江戸詰メ中阿蘭陀人参府ニ付、高橋作左衛門願ヒの上對話致シ候節ニ付添参り通弁致シ候上ハ同人義外科シーホルトへ懇意を結び書籍等贈答致シ候て早速其筋へ申立ツべきところ等閑ニ相心得へ、剩へ長崎表へ帰着後シーホルトより作左衛門へ書籍等相送り候を取次ギ候段、御用筋と心得へ候とて右始末通詞の身分別て不届ニ付、永牢申付ケ上杉佐渡守へ引渡スもの也。

五月

右御書付、加賀守殿五月廿一日筒井伊賀守へ御渡シ。則ち申渡ス。

馬場為八郎

右最前佐竹壱岐守へ引渡シ候へども、岩城伊豫守へ御預ケ替ニ相成り候。尤モ、途中手当の義は其方へ承合ヒ候様相達シ候間、其意ヲ得らるべく候。

五月

右御書付、五月廿五日伊賀守へ御渡シ。

同年三月*

御勘定奉行

土方出雲守

去ル戌年阿蘭陀人參府逗留中、高橋作左衛門、土生玄碩輕からぬ品々阿蘭陀人へ差贈り候ところ露顯ニ及ビ、右品々は取上ゲ兩人は勿論一件ニ加ハリ候通詞共、其外末々御仕置仰付ケられ候。一軒逗留中も旅宿不取締の趣キ相聞キ候。前々の規定もこれ有ル義、其方長崎奉行勤役中長崎表ニ罷在リ候とは申シ乍う、右様の品々彼地へ持越シ候をも存ぜず罷在リ候の段、不行届の事ニ候。此段申聞クべき旨御沙汰ニ候。

右、新番所溜ニ於テ和泉守申渡シ書付渡ス。列座これ無シ。

新番頭

高橋駿河守

同文言。其方長崎奉行勤役中、殊ニ在府の義ニも候へは別て入念申付クべきところ、右様の義をも心付かず罷在リ候段、不念の事ニ候。依て差扣仰付ケらる。

右、今晚大和守宅ニ於テ申渡シ。御目付佐橋市左衛門相越ス。

二之丸火之番

御書物奉行天文方兼

高橋作左衛門手附

曆作測量御用手伝

中追放

出役 下河辺林右衛門 五十三

秋元忠右衛門組御徒

江戸十里四方追放

川口源次

四十八

御書物奉行同心

同断手附出役

同断

吉川克藏

五十七

御細工所同心組頭改勤方

八郎右衛門悱

同断手附曆作測量御用下役

同断

門谷清次郎

四十四

大御番小笠原備後守同心

江戸払

永井甚右衛門

五十六

西丸裏御門番之頭

男谷彦四郎組同心

高橋作左衛門手附

押込

浦野五助

五十

大御番米津内藏頭同心

同断手附出役

同

今泉又兵衛

三十

石町三丁目家持

手鎖

長崎屋源右衛門 五十六

表火之番

押込

大場斧三郎 三十三

西丸御先手中山五郎左衛門

組同心

天文方山路弥左衛門手附

測量御用手伝勤方

叱り

出野金左衛門 四十

表火之番

無構

豊田伝次郎 四十

長崎奉行大草能登守家来

押込

水野平兵衛 四十二

右、評定所ニ於テ村上大和守、筒井伊賀守、曲渕勝次郎立合ヒ、大和守、伊賀

守申渡ス。

小笠原家家来御叱り

同年寅五月廿八日

小笠原大膳大夫家来

小笠原惣助

其方儀、家老役相勤メ候者ニも不似合、不行届の取斗ヒ方畢竟不取締の故と相聞キ候。依て家老役取放チ押込メ。

同人家来

長尾仁左衛門

其方儀、留守居役も相勤メ候者ニて、御尋ネこれ有ル科人御預ケの義も心付かず、私の取斗ヒニて在所へ差送り、道中ニて病死致シ候をも隠置キ、其後当人御呼出と承り驚キ入り当惑の上式、三度病氣と偽り又々謀斗ヒ思付キ、三、四年以前召仕リ候若黨伊八を相頼ミ病死の躰ニ拵置キ、右の趣キ申付ケ候ニ付、太田備中守より檢使差遣シ候ところ、右謀斗ヒの事故見顯ハされ一言の披キこれ無く、剩へ後藤元貞相頼ミ病死の由ニ申立テさせ候始末 公儀ヲ恐れぬ致シ方、重々不届の至リニ付、中追放申付クル。

押込

医師 後藤元貞

叱り

依田茂十郎

松崎半右衛門

伊藤右衛門

那須右衛門

緒方茂平次

山下勘左衛門

池田権三郎

洪田見源吾

三年以前若黨達て相勤メ候

伊八、当時築地小田原町ニて存命ニ候へは三貫文科料

家主 伊八 病死

追院

豊前小倉

法泉寺 惠雲

右、寺社奉行松平伊豆守宅ニて申渡ス。

小笠原大膳大夫

右ニ付差扣相伺ヒ候ところ、同廿九日の夕其義ニ及バズの旨仰渡され候。

「一二」 文政十三庚寅年御蔭参り

(1) 文政十三庚寅春おかけはなし*

* 原本番号 七一―
四

* 振仮名「まします」

* 右同「みいづ」

* 右同「ちぎ」

* 右同「おおよし

ま」

さゝぐりの笹にハならて柴になるてふ諺のひかことならぬ、正直の頭をてらす神風の、伊勢に鎮座す大御神御綾威はしるき宮柱、ふとしく立ちし神籬を仰けハ搏風***のいやたかく、とよあしはらの昔より、波も静けき大八洲うらやすしすむ國人の爰***にも伊勢構へた、構へ、日々月々の鹿島立ち、かたい石部の親父株、旅の気はらしうさはらし、皆口々にむたはなし、赤い手拭三度笠、川崎音頭唄ひつれ、有難き世

*振仮名「おかげまいり」

に相の山、常に絶へせぬ神参り、昔話を今爰に、庇詣^{*}の抜ケ参りのと、聞ケハきくほとふしきなる、神のみたまの冬よりも、春ハ殊さら夥しと、はなせハそれハおもしろおかけて聞イたと、歡ふに了ル。筆にハいかてつくしかた、しらぬ人にも聞せたく、後の世までも残さんと、噂をこゝに書キとゝむ。

庇詣

*振仮名「ぬけまいり」

神風のいせの國に鎮座す大御神の御神徳ハ、今さら申さんいとかしこし。昔宝永二年閏四月七、八日頃よりふと逸参り始マリ、五月の中旬にハ廿二、三万人にも及へりとかや。其頃渡会の弘乗といふ者、続神異記、宝永二歳記などいふ書を著して詳かに記せり。其後、明和八年三月の始メよりおかげ参りとして丹後國より始りて、参宮の人あまたにて、五月の下旬にハ廿万餘にもなれりと。はてハ、狗も参りしか有りといへり。其頃、庇詣神風一覽、抜参り夢物語などいふ書有りて、いとくハしく載セたり。是らの事昔話とのみ思ひ居たるに、今茲ニ文政十三年春よりおかけ参りの噂頻りにて有りしか、其始メハ去ル十二月廿六日の頃、阿波國ハ御はらひふりしかハ、彼國人神靈をかしこみたれければ、わかちなく思ひおこして、或ハ十人、廿人打ちつとひ、いセの神宮へまうつる程こそあれ。参詣の道はいとおひたゝし。扱テ、此春正月に泉州堺へ二ヶ所御はらひふり、大坂へ三ヶ所ふりしとかや。いと奇異の思ひをなしいひ伝へ聞伝へ其の噂とりとりなるに、阿波國の道者日ことに幾

百人といふ数もなく通れるにふしきに思ひ、いかにもおひた、しき参詣哉と尋ねられハ、されハよ、をのか國へ御はらひふりしかハ、何となく大御神の靈威を仰き、かくハまうて待ると答へしか、外の國に御はらひふりし所もやかて其國々よりも何となく人々抜参りしけるとかや。

* 原本番号
七二一一
五

(2) 堺より申越シたる手紙の写 * 閏三月二日書

私儀、晦日夜舟にて下り、大坂へ朔日朝六ツ時道頓堀へ着仕り、日本橋より堺道南へ差懸り候ところ、紀州、若州、阿州の道はおかけ参りと唱へ、堺迄帰る道筋自由ならざる程人続キ、堺内道筋ハ申スニ及バズ、其外豎、横町中様子見聞仕り候ところ、先月廿六、七日頃より道者出懸ケ晦日迄ニ凡ソ二、三万斗り通行仕り候。依て堺の町中大家、中家より施シとして一人前錢一文、二文、十文くらい、或ハ餅、梅干、草鞋、握飯など、其外種々施出しニ依て人数凡ソ見積りに候へども、右施シにはつれ候者ハ其数しれず。外の義ハ存ぜず、先ヅ堺より大坂入口迄。

右、上野広小路松坂屋へ到来の書状也。*

* 注書

右一組二、三人より八、九十人迄、何人組と申ス印シ一日二二、三千ツ、も通り

候也。朔日朝より大坂長町より南へ指シて、堺へ帰る迄一日二二、三千ツ、も抜参り出申シ候由。○右の道者の人柄、出立チを見聞仕り候ところ、九分方ハ抜参りと唱へ、貴賤、老若、男女、小児、丁稚の差別なく、各柄杓を一本ツ、腰に指シ居り候間、施シを請ケ候牀二候。○貧家などハ、家内残ラズ諸ロハ戸をたて乳のみ子を抱き、或ハ背ニ負ヒ六、七、八、九才の小児を二、三人又ハ四、五人召連レ候様の類打寄せ、四十人組又ハ三十人組と申スもこれ有り。○阿波國斗り廿五、六日頃より晦日迄、堺、大坂へ越し候人数、十二、三万斗りと申ス事ニ御座候。則チ今朝日、阿波國より施シの駕籠百挺、堺へ参り申シ候。堺より大坂入口迄堺の町中施シの品々其数斗り難ク、誠ニ珍しき事にて、商内職事さつはりと相休ミ申シ候。ケ様相認メ候内も、店先へ道者込入り候間、漸々其ノ一、二を記す斗りにて、筆紙ニ尽シ難シ。仰天、仰天。

*商い、の意

*原本番号 七二一
七

*草鞋のこと

(4) 新補倭年代皇記繪章卷之七 宝永二乙酉年條頭書*

宝永二酉の年閏四月の中旬より、伊勢太神宮御利生の事有りとて、洛中洛外の男童女七、八才を始メ十四、五才の子供、抜ケ参宮する事夥し。伊勢街道ハ押分られす、凡ソ六万人と沙汰有り。洛中の富家より米銭、小財布、菅笠、わらんす杯^{*}を三条、五条橋むかいへ持出して、参宮の者にあたふ。此ノきた次第に諸国に聞コへ、

又國々より拔ケ参り夥しく出来り、七、八月迄止まず。粟七斗の数程参り候由。前代未聞の事といへり。

* 原本番号 七一―

八

(5) 同書明和八年辛卯の條*

三月中旬より御かけ参りとて抜参宮夥し。始メハ丹後田辺より老若男女、十才にたらぬ小兒迄、我も我もと参る。夫より段々京、大坂、西國筋、東國、北國、津々浦々に至り、参詣せずといふ所なし。其上人間のみならず狗、牛なども多く参る。これ神徳に非ズや。其中にも心信ニ清淨の人ハまのあたり利生を得し人多く、明和神異記といふ書に委しく記す。尤モ、道中筋群集する事毎日、凡ソ八、九万人と也。京、大坂又ハ道筋、種々施す人夥し。前代未聞の珍事也。



一 勢州吉田宿、岩田久八より渋江氏へ申し越シ候左の通り。

此度御かけ参りの事、委細申越シ候。おかけ参りと申して、此度太神宮へ夥しき参詣ハ、三月下旬の頃阿波國より始り候。只今に西國、中国よりの参詣人数、筆紙ニ尽し難し。当地桑名より南勢迄施行駕籠打続キ参詣の男女ハ或ハ揃ヒの衣服、男ハ女をまね、女ハ男の様に見せ、合点して狐に化かされたる如く、道中施行物数多し。川々にハ橋両方に懸りまり、下向の混雜せぬ様に致シ候。はくれ人受取渡しの会所處々にかゝり、幟をたて嚴重ニ相構へ候。宿々にハ札をたて輕尻人足定メの外、餘分ハ受取り申サズ、宿役人相詰メ吟味仕り候。阿州より五才と七才の小兒負ヒ候て参詣仕り候。是ハ領主より阿州へ御送り届ケ成され候。

一 当閏三月十九日夜八ツ時頃宇治御師某より出火、西北風はけしく宇治橋焼落チ、御祓町残ラズ、御馬部屋、古社末社、御山樹木過半焼ケ、家数八百餘類焼、朝熊山大木七、八分焼ケ、廿一日朝火鎮リ申シ候。御本社ハ御別条なく候。神職五、七人御囲ヒに入り、小桶に清水を汲ミ櫛を以テ、鎮リ給へ、鎮リ給へと斗り祈念するに、御棟近き大木一円火に成り候へとも火のこひとつ落サズ。玉垣花表迄も昨年御年御遷宮に建テ候分、烟さへ少しもかゝらず。此ノ御神徳見聞する者、参詣の人数猶倍せり。夜中出火の節、女人と白髪の老人と出て、諸人火にせまり怪我せぬように指揮し給ふと也。御調べの上書上げに成り候由。怪我は一人もこれ無ク候。

* 原本番号 七一—
九

* 振仮名「くらふ」
** 不詳。つよく、と
読むか

(6) 伊勢太神宮 世診辨畧*

抑モ伊勢 皇太神宮は本朝の宗廟にして國家の根本たれば、貴賤尊敬し踵を繼ヒで参宮する事宜なり。如今神道衰廢すといへとも、遺風あつて神前へ僧尼を禁し、又は六畜を噉ふ事^{*}を確く穢忌とし慎む。漢土ハ泰山を祖とし、日本伊勢へ参宮するに、同諸人常に参る事のよし、國を隔つといへとも同断なり。伊勢参宮の人数、諸國より一ケ年に凡ソ十万人の内外たりと云フ。年により不同あれとも大抵同しと也。又、船にて参宮し、船に泊る者と小幡等に止宿するは右の外にて、数知レずと云フ。

両宮撰社、末社皆風爾を称す。本説左の通り也。

内宮 別宮七宮 撰社廿四社 末社八十五社

御鎮座の御山神路山ト称シ奉ル。

外宮 別宮四宮 撰社十六社 末社四十七社

御山高倉山ト称シ奉ル。是より岩戸九丁余、

内宮へ五十丁と云フ。

嘗メて神宮御祭と称シ奉ルは、毎年六月十六日、九月十六日、此ノ両日たり。此日僧尼も神前ニ於テ拝敬シ奉ル。宇治山田のみにして餘國は此事をしらず不審。御神領内外両宮にて四万二千石、往古乱世によつて御遷宮の義廢す。天正年中、織田信長鳥目三千貫調進し、正遷宮の義を修す。三百年來廢せしところ、是より旧制ニ復す。當時も御遷宮候ハ 公儀より三万俵御調進たり。

○ * 原本番号 七二—二

(7) 文政庚寅おかげ参り 天保元改元 武江年表ニ云フ*

春の頃よりや始りけん、伊勢大神宮おかげ参り流行し、次第二諸国におよぼし、江戸よりも参詣する者夥し。阿州の者参り始メしより、四国一円になり、又京、大坂に移り、夫より諸国に及ボせしとぞ。宝永の件にいへる如く、道中施行、宿施行、渡し有り。馬、駕は美麗に飾りて参詣の輩をのせ、價を受けず、酒、飯、菓子等を饗し、金銭、手拭、其余、道中要用の品を与ふ。貧賤の者といひとも、参宮の者へハ札を厚くしてこれをもてなす。宿々の繁昌言語の及ふところにあらずとなむ。十月の頃にして此事止む。此時梓行せる文政神異記といへる冊子に詳力なり。京師の板にて春木榊亭といへる人の編なり。

* 原本番号 七二—三

五

* 西暦一八三二年

「一三」無宿入墨 異名鼠小僧次郎吉一件*

天保三壬辰年五月十日、北町奉行榊原主計頭殿御掛り役所へ差出シ候。

俗ニ鼠小僧と申シ候 無宿次郎大夫事

盗賊ニ相当り候者

入墨 次郎吉

一 八、九年已前八月 金四百貳拾貳両 戸田采女正 土蔵
一 当四月練堀乗越シ 同三拾九両 細川長門守 奥向

藪小路

西丸御小性組船越駿河守組

一	去ル卯年十二月頃	同百八拾兩	仁賀保孫九郎	奥向
一	同八月頃	同三拾兩程	前田大和守	奥向
一	同年三月頃	同四拾兩程	松平河内守	奥向
一	同年九月頃	同八拾兩程	御小性組番頭	
一	同年	同三拾兩程	本多大隅守	奥向
一	同年五月頃	同三拾兩程、局は六十兩	溝口信濃守	奥向
一	同年三月頃	同五拾兩程	六郷兵庫頭	長局
一	十年已前	同四拾兩程	松平和泉守	奥向
一	同年	同三兩程	田安	長局
一	四、五年已前	同式拾五兩	松平大和守	長局
一	同年	同拾三兩程	同屋敷	奥向
一	五、六年已前	同拾五兩程	松平左兵衛督	長局
一	当四月	同八兩	火事場見廻り	
一	十年前	同拾兩	小堀織部	奥向
一	同年	同式兩程	一橋(神田橋)	奥向
一	同年	員數覺へず少々	松平陸奥守	長局
一	同年	同九兩程	一橋	長局
一	去々寅年	同四拾兩程	清水	長局
一	五、六年已前	同七、八拾兩程	松平周防守	長局
一	同年	同式拾兩程	木挽町中屋敷奥向	奥向
一	五、六年已前	同式拾兩程	溝口信濃守	奥向
一	同年	同式拾兩程	木挽町七丁目中屋敷	奥向
一	五、六年已前	同百三拾兩程	西尾隠岐守	長局
一	五、六年已前	同百三拾兩程	築地中屋敷	長局
一	五、六年已前	同百三拾兩程	榑原式部大輔	奥向

一、三、四年已前	同式拾兩程	加藤能登守	奥向
一、六、七年已前	同百五拾兩程	青山大膳亮	奥向
一、五、六年已前	同百兩程	松平越前守	奥向
一、十年已前	同六拾兩程	靈岸嶋屋敷	
一、同年	同四兩程	同屋敷 同所	奥向
一、八、九年已前	同六兩程	常盤橋	長局
一、同年頃	同老兩	同屋敷 同所	長局
一、同年頃	同三分程	松平三河守	長局
一、同年頃	同式拾兩程	同屋敷	長局
一、同年頃	同拾貳兩程	有馬玄蕃頭	長局
一、八、九年已前	同三兩程	一橋	長局
一、同年頃	同壹兩貳分程	尾州	長局
一、同年頃	同貳兩程	一橋	長局
一、同年頃	同貳兩程	同御屋形	長局
一、去々寅年	同三拾兩程	同御屋形	長局
一、七、八年已前	同拾六兩	小笠原大膳大夫奥向	長局
一、六、七年已前	同五拾兩程	下谷中屋敷	
一、五、六年已前	同拾八兩程	松平甲斐守	奥向
一、七、八年已前	同拾兩程	松平肥後守	奥向
一、三、四年已前	同九拾兩程	同屋敷	奥向
一、五、六年已前	同貳兩程	同屋敷	長局
一、七、八年已前	同貳兩程	同屋敷	奥向
一、五、六年已前	同貳兩程	芝新錢座	奥向
一、七、八年已前	同貳兩程	同屋敷	奥向
一、五、六年已前	同貳兩程	松平備後守	長局

同年	同四拾兩程	同屋敷	奥向
三、四年已前	同八拾兩	西丸御側 平岡石見守	奥向
四年已前	同七拾兩程	分部虎之助	奥向
九ヶ年以前	同式兩程	松平大膳大夫	長局
四、五年已前	同百兩程	同屋敷	奥向
五、六年已前	同壹兩式步	同屋敷 砂村	長局
同年頃	同三兩式分	同屋敷	長局
三、四年已前	同三拾五兩程	永井肥前守	長局
去年	同拾兩	奥山主税助	奥向
去々寅年	同五拾兩	御先手 阿部能登守	奥向
八、九年已前	同百三拾兩程	酒井修理大夫	奥向
同年頃	同式兩程	同屋敷	長局
六、七年已前	同式、三拾兩程	松野備前守	奥向
同年頃	同三拾兩程	同屋敷	奥向
四、五年已前	同式拾五兩程	松平和泉守	奥向
同年頃	同三拾七兩	松平阿波守	奥向
六、七年已前	同壹兩式分	松平信濃守	奥向
三年已前	同四拾兩	松平伊賀守	奥向
四、五年已前	同拾兩程	水野出羽守	奥向
六、七年已前	同三兩程	濱町中屋敷	
同年頃	同八兩	松平肥前守	奥向
同年頃	同拾五兩	相馬長門守	奥向
十年已前	同拾兩程	石川主殿頭	奥向
同年頃	同八兩程	久世謙吉	奥向
同八年已前	同式拾兩程	加藤遠江守	長局
		伊達遠江守	奥向

一	七、八年已前	同貳兩程	細川越中守	長局
一	十年已前	同壹兩貳分	同屋敷	同
一	四、五年已前	同三拾七、八兩	松平備前守	屋敷内
一	十年已前	同七兩	松平安芸守	長局
一	六、七年已前	同拾貳兩	同屋敷	長局
一	七、八年已前	同貳兩	松平肥前守	奧向
一	六、七年已前	同貳兩貳步	同屋敷	同
一	同年頃	同三兩貳步	松平因幡守	長局
一	八、九年已前	同四兩程	松平上總介	長局
一	六、七年已前	同三兩	同屋敷	長局
一	同年頃	同拾九兩程	松平備前守	長局
一	七、八年已前	同三兩	同屋敷内	長局
一	八、九年已前	同四兩	井伊掃部頭	長局
一	同年頃	同四兩	佐竹石京大夫	奧向
一	六年已前	同三兩	同屋敷	長局
一	四、五年已前	同壹兩貳步	同屋敷	茶之間
一	去卯秋	同貳拾兩	南部信濃守	長局
一	四、五年已前	同三拾七兩	本多豐後守	長局
一	同年頃	同拾貳兩	堀内藏頭	奧向
一	同年頃	同貳拾五兩	小出信濃守	屋敷
一	十年已前	同六兩	石川中務少輔	奧向
一	同年頃	同貳兩程	松平土佐守	長局
一	同年頃	同六、七兩	同屋敷	奧向
一	四、五年已前	同六拾兩程	林肥後守	奧向
一	五、六年已前	同八兩程	同屋敷	長局
一	七、八年已前	同四兩程	松平豐後守	長局

一	六、七年已前	同貳兩	同屋敷	長局
一	十ヶ年已前	同七拾兩程	水府	長局
一	九年已前	同貳兩	同御屋形	長局
一	五、六年已前	同貳步程	藤堂和泉守	長局
一	去寅年	同三拾兩程	溝口信濃守	奥向
一			本所三ツ目下屋敷	
一	八、九年已前	同七兩	森 勝藏	奥向
一	四、五年已前	同拾四、五兩程	井上河内守	奥向
一	同年頃	同三拾兩	松平讃岐守	奥向
一	四、五年已前	同拾六兩程	同屋敷	奥向
一	五、六年已前	同拾三兩	同屋敷	長局
一	十年已前	同七兩程	酒井雅樂頭	長局
一	六、七年已前	同拾兩	酒井左衛門尉	長局
一			三味線堀	
一	八、九年已前	同貳兩程	大久保佐渡守	長局
一	七、八年已前	同壹兩貳步	大久保加賀守	長局
一	六、七年已前	同五兩程	稻葉丹後守	長局
一	同年頃	同拾四兩	稻葉美濃守	奥向
一	同年頃	同貳拾四兩	津輕越中守	奥向
一			大川端中屋敷	
一	十ヶ年已前	同八、九兩程	真田伊豆守	奥向
一	七、八年已前	同三兩	戸田因幡守	長局
一	同年頃	同貳兩	土井大炊頭	長局
一	六、七年已前	同三兩	同屋敷	奥向
一	同年頃	同三步	土井金三郎	長局
一	七、八年已前	同貳兩	牧野越中守	長局

一	六、七年已前	同三両	松平伯耆守	長局
一	去卯年	同拾両	濱町中屋敷	
一	六、七年已前	同六両	同屋敷	奥向
一	同年頃	同壹歩	同屋敷	奥向
一	同年頃	同五両	松平出羽守	奥向
一	同年頃	同五両	小笠原佐渡守	長局
一	同年頃	同五両	上杉彈正大弼	長局
一	五、六年已前	同式兩式歩	同屋敷	奥向
一	八、九年已前	同四両	有馬兵庫頭	奥向
一	五、六年已前	同四両	同屋敷	長局
一	同年頃	同三両	松平采女正	長局
一	同年頃	同四両	紀州	長局
一	同年頃	同四両程	松平左京大夫	長局
一	七年已前	同四拾両	松平備前守	奥向
一	同年頃	同式兩程	同屋敷	長局
一	同年頃	同拾両	松平大学頭	奥向

右の通り。

同年辰八月十九日御仕置

異名 鼠小僧事

無宿入墨

次郎吉

当三十六

其方儀、十ヶ年以前未年已来所々武家屋敷二十八ヶ所、度数三十式度、堀を乗越

シ又ハ通用門より紛入り長局、奥向等へ忍入り錠前をこじ明ケ、或ハ土蔵の戸を鋸にて挽切り、金七百五拾匁兩壹歩、錢七貫五百文程盜取り遣捨テ候後、武家屋敷へ這入り候へども盜ミ得ず候ところ召捕られ、數ヶ所にて盜ミ致シ候義を押包ミ博奕數度致シ候旨申立テ、右科ニ依り入墨の上中追放ニ相成り候ところ、入墨を消紛ハシ猶惡事相止メず、尚又武家屋敷七十匁ヶ所、度數九十度、右同様の手續キにて長局、奥向へ忍入り、金貳千三百三十四兩貳歩、錢三百七十貳文、銀四匁三分盜捕取り右舂御仕置ニ相成り候。前後の盜ミヶ所都合九十九ヶ所、度數百貳拾貳度の内名前失念又ハ覺ヘズ、金錢盜ミ得ずもこれ有り。凡ソ金高三千百貳拾匁兩貳歩、錢九貫貳百八十文、銀四匁三分の内、古金五兩、錢七百文ハ取捨テ、其余ハ残らず酒食遊興又ハ博奕を渡世同様ニ致シ、在方所々へも持参り残らず遣捨テ候始末、不届ニ付引廻シの上浅くさニ於テ獄門ニ申付ル。

但シ、傳馬町出役与力申渡シ。

右、北町奉行榊原主計頭殿御掛り。

「一四」南部八戸騒動*

一 当表騒動の義、定メて御聞キ及ビ御座有ルべき哉。此度御鉄山御手当ノ為雜穀御買上ゲ仰付ケられ候。尤モ家別家扨同様嚴敷ク御改メの上、壹軒壹人ニ付三合扶持十月迄の積りを以テ余穀分殊の外下直に御買上ゲの由にて、御取上ゲ遊バさ

れ候ニ付、一統御百姓共取り集り相談の上、十五才、七十才迄、久慈、軽米枝村迄残ラズ出町の上願ヒ申スべしと談相触レ候て、同様百姓共残ラズ引連レ濱辺へ相廻り相誘ひ弥ヨ大勢ニ相成り、十二日の朝御町迄針の立チ候ところもこれ無く、十二日の朝御役人御詰め願向キ御尋ネ成され候ところ、右沢合ヒ久慈村の者より逸々申上ゲ候ところ、御役人中当惑致され候。答へも出来申さぬ様の願ヒケ条、尤モ願書ハ中里清左衛門様御取次ギ下され申さず候てハ差出シ申さず候。左様これ無く候てハ、恐レ乍ラ御前様へ直ニ差上ゲ申シ度クと申シ募り、中々以テだまし候ても引取り候色ハこれ無く候。

一 名久井村より下モ残ラズ、七崎御境目より下モ残ラズ、近年新番所の分残ラズ潰レ申シ候。螺貝吹出シ甚ダ騒々しく、草紙ニ尽シ難キ誠ニ大騒動ニ御座候。

一 十二日朝、鍛冶町より新井田迄、右ハ御町より南通り。

一 十二日夜八ツ時、右ハ濱通り町より東通り。

一 十三日朝、町より西通り、三方合セ人数貳万五千人斗りの内、右世話人久慈村より拾貳人諸方へ相廻り、不参ものハ、歸りに潰シ申スべしと相触レ候。右ニ付、壹人も不参の者これ無キ由。世話人申シ候ニハ、八戸にて相片付キ申さず候ハ、江戸表迄罷出デ急度相片付ケ申スべく候間、右心懸ケニテ参ルべしと。

右ケ条三拾七ケ条の内、

一 三合積り御免成シ下され、勝手次第仰付ケられたき事。

一 右、願ヒの通り御免仰付ケられ候。

一 大豆御買上ゲ御免成シ下されたき事。

一 右、願ヒの通り御免仰付ケられ候。

一 塩御買上ゲ御免成シ下されたき事。

一 右当春御勘定渡シ御免仰付ケらる。

一 御撰駒八戸引出シ御免、其場所ニて御撰ニ成シ下されたき事。

一 右願ヒの通り仰付ケられ候。

一 粕油御買上ゲ御免成シ下されたき事。

一 右下々迷惑ニ相成ず候様、直段増シ御買上ゲ仰付ケられ候。

一 肴役御免御免成シ下されたき事。

一 右ハ五ト役御免仰付ケられ候。

一 他領者商人前々の通り入込ミ仰付ケられ成シ下されたき事。

一 右願ヒの通り、諏訪日市斗り平生他領商人入込ミ勝手次第仰付ケられ候。

一 商人宿御免成シ下されたき事。

一 右は、一鉢他領もの商人ニなそらへ疑ハしきもの入込ミ候ニ付、右様の義コレ無キ様との上の思召シにて仰付ケられ候ところ、格別の迷惑ニも相成り候ハハ、書付にて向々へ申出ズべく候。追て御免御沙汰仰付ケらるべく候。

一 御手賣の酒御免の事。

右は、夫々上ニて御手配備へ置キ候故、急々ハ仰付ケられ難ク候。併シ下々一統迷惑ニも相成リ候ハハ、其ノ次第書付を以テ申出ズべき事。

一 壺石三百御免成シ下されたき事。

右、古来より有り来リ候ケ条故、御免の義ハ仰付ケられ難ク候。是迄の通り上納致さるべく候。

一 牛馬役、先例の通り仰付ケられ成シ下されたき事。

右願ヒの通り御免仰付ケられ候。

一 沖の口御免候事。

右大豆沖の口御免仰付ケられ候。

一 金銀預り切手御引上ケの事。

右願ヒの通り仰付ケられ候。

一 山役錢倍增御免の事。

右御吟味の上御免御沙汰仰付ケられ候。

一 諸職人倍增御定メ御免の事。

右は相分ラズ候ニ付、御吟味の上下々迷惑ニも相成リ候ハハ、追て御免仰付ケらるべく候。

一 御蔵諸所立役の外、過役御免の事。

右ハ下々格別難儀ニ成ル程の過役申付ケ候は、名付ケ仕リ向々へ申出るべく

候。

諸運上一年前々の通り御免成シ下されたき事。

右運上の義ハ、先例もこれ有り候へバ、残ラズ御免相成り難ク候間、右の内下々格別迷惑ニ相成り候義ハ御免仰付ケられ候間、書付を以テ申出ズべき事。

御鉄山買上ゲの事。

右場所ニ於て、雇指の者相對筋ニ相成り候様仰付ケられ候者、是迄の通り御手山ニ仰付ケられ候。

久慈田屋、別人ニ仰付ケられ成シ下されたき事。

右願ヒの通り、別人ニ仰付ケられ候。

久慈分、下戸米平太夫御棹入レの場所、御直し成シ下されたき事。

右願ヒの通り御直し仰付ケられ候。尤モ、御打直シ此節仰付ケられ候ハハ、却て御百姓共迷惑ニも相成ルべく候間、追て世柄相直シ候節仰付ケらるべく候。

野村軍記様頂戴の事。

右頂戴仰付ケられ難ク候ニ付御役所御取扱ヒ、親類野村彦内へ御預ケ。忝武市儀、御役御取上ゲ御沙汰、中慎ミ仰付ケ候。

長者山三社堂、此度唱へ直し仰付ケられ候。

新 國騷菩薩

先 虚空藏菩薩*

新 新乱大明神

先 新羅大明神

*下斗米の誤記か

(欄外書込) 下のケ条
落首ナルベシ
*筆写洩れのため補正
した

新　アタイ山大御免

先　愛宕山大権現

願主　野村軍記

一　八戸正月十二日の事にて、惣人数四万人余ニ相見へ申し候。右願向キ都ての義ハ、廿年以前の通り過分の人数ニ候へども、至りて備へ立テも宣シク、理不尽等ハ一切御座無ク候。尋常ならざる願向キにて八戸御役人様へ御挨拶、御出デ防ギ候様子ニ御座候徒党と名乗り出デ候者ハ四人とやらにて、何れも下着緋布着用、上ハ布の着物相用ヒ、中々百姓とハ見へ申サズ候由。江戸表歟他国より入込ミ居リ候哉と風説ニ御座候。大変の事故、色々風説も御座候。追々御至りを申上グベク候。

一　五戸の儀ハ、正月十一日、八戸領隣村七崎村と申ス所、徒党にて五戸領壱万三千石の村々へ相廻り、何日と申ス儀相定メ候由。是ハ理不尽の願向キ斗リにて、取所もこれ無キ由。去乍ラ五戸代官限りにて相済ミ申サズ、盛岡へ伺立テ申し候。如何相片付キ申スベキ哉、只今跡の義承り申サズ候。此ノ人数集り候分五千人余と相聞へ申し候。遠キ所ハ参り申サズ候由。二日逗留にて物屋衆より焚出し、酒屋ハ当時壺軒ならで御座無ク候。何れも少なからず責相懸リ候由。去乍ラ格別変事ニ御座無ク候由。八戸の儀ハ御上より焚出し仰付ケらるベキ旨御沙汰ニ成され候ところ、其儀ハ兼て支度も仕り候間御免下シ置かれるベキ旨申上ゲ候由。何事も落着願向キと相聞へ候。

一 秋凶作ニ付、盛岡御救ヒ小屋筈の事。

本書ニアリケレドモ今畧ス。此ノ紙面ハ野辺地より達シ候様相見ヘ候。

一 正月十一日、五戸百姓二千人余、御町ヘ取集リ騒動ニ及ビ候ヘども、只今押付ケ申サズ治定の様子相分リ申サズ候。噂にハ、江又、三伝兩人貰受取ル旨願出デ候由。外ニ願筋ケ条十八ケ条程色々の事願出デ候由。

追々爰元様子相分リ次第、治定の義申上グべく候。以上。

正月廿四日着状。

* 原本番号 五五十七

〔補遺一〕寛政四子年大黒屋幸太夫送還願末一件

(一) 魯西亞人の一件*

寛政四年壬子十一月、魯西亞國の人伊勢の者漂流致シ候三人の者を送り東蝦夷地へ着岸候一件

* (一) 内は原文の割註

十一月二日御目付村上太学、石川六左衛門(殿中ニ於テ名改メ仰付ケられ、将監)*、御徒目付後藤十三郎、村田兵右衛門、松田十右衛門、岩佐直右衛門、御小人目付八人、松前へ遣ハされ候間、支度仕り候様仰渡さる。

* はなだ(薄青)色の束帶用上着

一 松前へ罷越シ候赤人対面の節、御目付兩人縹色袍^{*}を着シ衣冠にて面談致シ候様仰渡され装束拝領、太刀等拝借仰付ケらる。

* この場合は白地の袍の意か

一 御徒目付素袍^{*}着シ候様仰付ケられ、素袍、烏帽子等下置かれ候。

* 淡紅色の袍、の意であらう

一 御小人目付退紅^{*}着シ候様仰渡さる。

一 御徒目付松田十右衛門、御小人目付兩人、十一月廿一日発足。

一 村田兵右衛門、御小人目付兩人、十二月廿二日発足。

一 御目付兩人ハ、丑正月廿二日江戸発足。

一 丑五月五日、魯西亞人キイタツプ出帆致シ候へども、

* 八代藩主道広
* 原文頭註「按するに、松前勇之助実名を章広といふ。御一字を賜はるといふ覚えなし」

今以テ着致さぬ旨、同月廿二日の書状到着。

當年、松前志摩守病氣ニ依り隠居、子息勇之助へ家督相済ミ、子十月廿五日勇之助江戸着。十一月登城御目見相済ミ御一字拝領これ有り若狭守と称す。蝦夷地へ赤

人船着岸ニ付又御暇下置かれ、十一月十三日急々江戸発足松前へ罷越ス。兵糧米事欠キ候段 御聞キ及ビ現米千石下置かれ、船廻リニて遣さる。御勘定奉行久世丹後守懸り也。

松前勇之助

此度蛮船の義ニ付、御用もこれ有リ候間、御手当米として千石下シ置かれ候。御勘定奉行へ談ぜらるべく候。但シ御米の義、帰郷の上糧米ニ事欠キ候を 御聞キニ及ビ候ニハこれ無く、勇之助御目見前格別の思召シを以テ十一月四日白河侯御達書ニて拝領仕リ候。

(二) 松前勇之助伺書

此度東蝦夷地キイタツフ領の内、子ムロと申ス所ニ差置キ候私徒家来一昨四日申越シ候は、紀州城米積船、伊勢國白子村神昌丸船主彦兵衛、船頭幸太夫并ニ紀州上乘佐次郎、水主拾五人、都合十七人乗り、去ル寅年十二月駿河沖にて楫をいため夫より段々漂流ニ及ビ翌卯七月七日アミシイヅカ徒申ス島へ漂着、同所ニ四年罷在リ夫よりカミシツカと申ス所へ未年七月廿三日着。夫よりヲホツカと申す所へ渡り同所城下ヲロシヤ船にて当八月七日、右神昌丸乗合の内船頭幸太夫、賄小市、水主磯吉と申ス者前出ヲロシヤ船ニ乗せ同日出帆、右船中乗合セ候役人アダムラックシマン、船頭ワシレイロブショフ、通詞トコロコフ、道先シヤハリン、商人弐人、水主

三十五人都合四十一人、右船は五百石積程と相見へ候船にて漂流の者共送り参り、則チ九月五日キイタツフ領の内子ムロと申ス所へ着仕り候。家来相尋ネ候ところ、神昌丸幸太夫口上にハ、寅年十一月三日浦賀御番所切手申受ケ今ニ所持仕り候由。猶又残りの者人数相尋ネ候ところ、正藏、新藏と申ス者兩人病氣にてヲホツカに残シ置キ申シ候由。残り十二人ハ病死致シ候旨幸太夫申達シ候。

一 異國人通詞申シ候は、ヲロシヤより申越シ候は江戸へ右三人の者、直チニ相渡スベキ旨申付ケられ候、書状并ニ献上物等持参致シ候由。然ル上ハ、当年中ニ是非江戸表へ罷登リ候様申シ候へども、先ヅ差留メ候ところ、然レハ明年四、五月頃迄相待チ居リ、江戸表より御沙汰もこれ無ク候ハ、其節是非江戸表へ直颯らるべしとの返答ニ御座候由。尤モ私方へ異國人より書状を申越シ候ニ付、早速御届ケ申上ゲ候。依て私家来共彼地へ差遣シ、御差図これ有ル迄は差留メ置キ候様申付ケ遣シ候へども、如何様の趣意これ有ルべき哉心底斗リ難ク存ジ奉リ候へども、成丈ケ穩便ニ取斗ヒ置キ候様申付ケ遣シ候。依て前出の始末如何成さるべきか、此段伺ヒ奉リ候。 以上。

十一月六日

松前勇之助

右は御用番松平和泉守様へ伺書、松前より注進の書状、ヲロシヤの書翰、松前の家来村上弥藏早迫にて持参致シ候由。

(三) 仰渡さる御書付

松前勇之助へ

フロシヤ人漂流の者召連レ罷越シ候ニ付、江戸表より御沙汰これ有リ候間、夫迄決シて出帆致さぬ様取斗ヒ申スべく候。尤モ右取斗ヒ等手荒ニは致さず失礼等これ無ク手当も丁寧ニ致シ、酒食の類迄も心付ケ差遣スべく候。并ニ右の者アツケシにて上陸致シ候とも、蝦夷其外松前の者ニも其ノ役々の外、応対等致させ申すまじく候。

御別紙

此度蜜船の義ニ付御用もこれ有リ候間、隱居家督の御礼志摩守在所にて承知の上にてハ達及ビニ候間、先ヅ家督の御礼願書差出スべく候。御礼ハ志摩守承知の上別段相願ヒ申スべき事。

右の通り相達シ候ニ付ては御暇も早々仰出され候間、早速発足の積リ相心得へ用意宜ク致シテ然ルべく候。蜜船の義は格別の御用ニ候間、右の趣キ内意相達シ候。其意ヲ得らるべく候事。

十一月六日

右書付、松平和泉守殿御渡シなされ候。

(四) 仰渡さる書付

松前勇之助へ

此度ヲロシヤ人伊勢國の漂流人召連レ蝦夷地へ到来致シ候。右ニ付御用ノ為御目付石川六左衛門、村上大學松前へ遣ハされ候間、其意ヲ得らるべく候。且又物頭二組宛の人数用意いたし置き、右兩人へ相談ズべき旨、南部慶次郎、津輕出羽守へ相達シ候。其方義も相応の人数用意致され、委細の義は六左衛門、大學へ談ぜらるべく候。

十一月六日

右書付御同人御渡シなされ候。

*摘録編(一)三三、
三四ページに既出

(五) 「横井関左衛門等上申書」*

去ル六日 殿中ニ於テ仰渡され候蜜船着岸の義ニ付、逐々御評議ども成され候間、密々ニ仕り候様主人始メ其筋役人共へ申通すべき旨其意ヲ得奉り候。早速申達シ置キ候。

*方法の意か
**腹藏なくの意

此度ヲロシヤ人の内重立チ候者三、四人彼地ニテ松前表へ御呼びなされ御尋ネ御座候節、途中警護五十人程も差添へ候方々仕り、右運送の海陸通路并ニ江戸表より彼地へ直颯等なされ候方ニ御賢察も在られ候ニ付、万端伏藏無ク申上グべき旨仰渡され承知仕り、勇之助へ申聞キ、其筋役人共も得と相守り種々ニ申談ジ候ところ、何レも雪寒の時節、飯米差配方難儀の趣キ相聞キ、依て相談に及ビ候趣キ荒増シ書

取り申上ゲ候。

一 陸地通行の運送并ニ彼地滞留の飯米差支へ候趣キハ例年ニ御座候へども、蝦夷人介抱、更易^{*}の船ニ飯米等積送り地所々へ囲米これ有ル故途中の飯米手当仕り候へども、彼地ニ於テ逗留候中右囲米を以テ相賄ヒ候間譬バ雪中の時節にても用向キ通行の節ハ相成丈ケ発足致シ候へども、當年の義ハ去ル六月中在所大荒レニテ、右蝦夷地へ差向ケ候米、諸色積合用立船ハ勿論、其外數百艘破船ニ及ビ、蝦夷地場所ニハ一向用米御座無ク候。尤モ一人ニ付一日分米一升ツ、ニ仕リ、五十日の積リニテ都合五斗、彼地までの飯米相考へ忝人前蝦夷五人程ニテ背負ハセ、右人足蝦夷共へハ飯米宛行ヒ候ては逆も運送の手段相成リ難ク、扱無ク非道の筋乍ラ背負ハセ候蝦夷共へハ飯米与へ申さず、魚類斗リ喰ハセ候て運送させ候積リニ御座候。依て五十人も罷越シ候ては雪寒の時節柄野宿等も相成リ難ク、逆も右の人数途中飯米差配り方手段御座無ク候。勿論彼地へ罷越シ候ても、囲米これ無ク候へば五十人逗留の中飯米取続キ方これ無ク、左候へハ多人数の通行甚ダ差支へ申シ候義ニ御座候。

一 船通行の義相談ニ及ビ候ところ、松前表よりエモト迄小船ニテ日數相懸候ハ、かき送りニてかなりニも参ルべく候へども、夫々先々遠灘ニテ雪中ハ澗泊、通行甚ダ宣シからず、トカチ辺より先々都て灘通り氷海ニ相成リ、別てネモロ、クナシリ辺ニ、三十里程の間一円に氷海ニ相成リ、澗泊着岸仕ルべき場も御座無ク候。

*ヲ、が正しいか

依て船通路宣シキ時節ニ相成り候へハ、随分手都合出来致スべく候へども、時節柄手段ニ及ビ難ク恐入り奉り候。猶御賢慮の儀ヒ伺奉り候。御趣意仰聞され候へバ、双方申談ジ右申シ上グべく候。

一 江戸表より彼地へ直颿等ハ成され候義、定て其節ニ御糺シを以テ御賢慮これ有ルべく候へども、古来より承り及ビ申さず、勿論如何程の工夫を以テ船頭直颿仕り候義斗り難ク存ジ奉り候へども、前後申上ゲ候通り氷海ニ相成り候土地柄船通路の義、覚束無ク存ジ奉り候。勿論大廻しニ成され候御手段仰聞かされ候へども、是迄一向左様の義承知仕らず、雪寒の時節甚ダ御大切の義にて御座候間、得と御勘弁の程願上ゲ奉り候。段々直談ニ及ビ候故、何レとも船通路宣しき時節ニ相成り申さず候ては思召シ通りニ相成申スまじくと何れニも評議仕り候。右の通りの土地柄ニ候へは、思召シ通りニ行届キかね、誠ニ以テ恐入り奉り候。御両所様御下向ニ付、勇之助領分一件の義申上ゲず候てハ品ニ寄り御差支へ御座有ルべき哉と存ジ奉り候。依て思召シを顧ミず申上ゲ置キ候。松前の義ハ米穀御座無ク、漁事収納を以テ家中万民ニ至る迄扶助仕り軍役等迄取続キ、諸事手薄成ル事ニ御座候。例年羽州御払米四、五千俵頂戴仕り、其餘ハ家中百姓迄買米を以テ取続キ罷在り候間、非道の手当も行届キ申さず、殊ニ近年不漁相続キ候上當夏中難風変事ニ付、用立船は勿論数百艘破船ニ及ビ其後入米等不足ニ相成り、平生ニても冬分ハ入米不足仕り、別て當年ハ飯米ニ難渋仕り候。依て此度杯の義ニても松前最寄

漁場所より入米御座候様仕り度ク願ヒ奉り候事ニ御座候。蜜人其外ども入込ミ候ても米穀御座無キ土地柄故、糧米手当行キ届キ兼ネ誠以テ是のみ心痛仕り候。右舩御聞入レ候義如何敷ク存ジ奉り候へども、御下向の上手薄ニも思召され甚ダ以テ恐入り奉り候。右の始末兼々御承知ニ入らせらるべく候へども、念の為申上ゲ置キ候。漁事収納を以テ万民扶助仕り軍役迄繰合セを以テ相助ケ候間、甚ダ手薄の義恐入り奉り候。依て此度蜜人御取扱の義、万事御差図ヲ以テ夫々取斗ヒ仕ルべく候へども、御心得の為御内々ニ申上ゲ置キ候。以上。

十一月八日

松前勇之助家来

横井関左衛門
新谷六左衛門

(六) 「横井関左衛門等御届書」

去春三月西蝦夷地唐太嶋勤番の下役共、彼地へ罷越シ候砌、六月朔日山靱より赤人三人小船ニ乗り同所ワンナンと申所へ到来致シ候ニ付、下役共罷出デ何故此地へ罷出デ候哉と相尋ネ候ところ、一向言語通ぜず、然ルところ右三人の内山靱と言葉通ジ候者これ有り。則チ山靱蝦夷を以テ相尋ネ候ところ、本国はカムツカの國ニて三年已前より魃皮交易の為山靱地へ罷越シ、此節帰国致シ候ニ付、唐太嶋よりソ

*原文のまま。アザラシやトドなど水中を行動する動物を意味するか。

＊おっつけ、間もなく

***申述への意

ウヤへ渡り同所よりクナジリ嶋へ渡り、夫より先々島々相渡り候て帰国致シ度キ段漸ク相分り、依て下役共申聞キ候ハ押付ケ頭役着岸致スべく候間、夫迄ソウヤへ渡海の義相扣へ候様申聞キ候ところ、本国へハ殊の外日数も相懸リ候へハ、爰元ニ暫時滞留致シ居リ候へハ時節も後レ風波荒ク通路竟束無ク候間、ソウヤ渡海難儀ニ候ハ、是より又々山韮へ立戻り同所より帰国致す候段申伸べ、六月八日、右ワンナン出帆致シ候。右の趣キ松平越中守様へ申上ゲ置キ候。

十一月十二日

横井関左衛門
新谷六左衛門

(七) 「横井関左衛門御届書」

＊不明。筑館又は機木の誤記であらうか

昨夜九時過ギ松前表より飛脚到来、彼地役人共より書状若狭守仙台築波駅ニ於テ披見致シ、夫より又々役人共より書状を以テ申越シ候ハ、先達て申上ゲ候キイタツフ領の内ネムロと申ス所へ漂流人召連レ着岸仕リ候ヲロシヤ人、彼地ニ罷在リ候若狭守家来共再応相尋ネ候ところ、松前表迄飛脚を以テ申シ来リ候書面、并ニ此旨松前迄注進の為罷越シ候工藤庄左衛門と申スもの、彼地ニ於テ見分の為蜜船へ罷越シ候ところ、其節ヲロシヤ人共馳走として菓子差出シ候間達て辞退ニ及ビ候ところ、何分申受ケ呉れ候様ニ申スニ付、礼儀ヲ以テ差出シ候故是非無ク受納致シ松前表手

先役人共へ差出シ候間此度私共迄差登せ候ニ付、御覽ニ入レ申シ候。尤モ、ヲロシヤ人共別条無ク随分神妙ニ罷在リ候由、在所役人共より申越シ候間、此段申上ゲ候以上。

十二月十五日

松前若狭守家来

横井関左衛門

〔補遺二〕文化四年丁卯の変（エトロフ島事件）一件

（一）遠山金四郎殿届書*

*原本番号 六四—八
一
**文化二年（一八〇五）

松前若狭守家来私旅宿へ罷出デ相届ケ候ハ、去ル丑年四月蝦夷地宗谷場所の内ノツシャフと申ス所并ニ唐太島の内ルヲタカと申ス所、右二ヶ所へ魯西亜船着岸上陸仕り、呑水の用便等相達シ出帆仕り候趣キハ、同年五月中、六月中御用番の御方へ兩度ニ御届ケ申上ゲ置キ候通りニ候ところ、其後宗谷役人共承リ糺シ候へハ、ノツシャフへ魯西亜人上陸の節、別紙の品々蝦夷人共へ差遣シ候趣キニ付、右役人共早速取揚ゲ松前表へ差越シ候旨、其段去冬中私旅宿へも相届ケ申すべきところ、若シ又外ニも隠シ置キ候品もこれ有ルべき哉と、遠境の場所穿鑿傍ラにて是迄延引仕り候段、口上書相添へ品々差出シ候ニ付一覽仕り候ところ、裁類の義ハ色合も変リ古ひ候様子ニ相見へ、其外何れも常々相用ヒ候品と相見へ手摺レ等もこれ有リ、且ツ

* フラスコ

* * かどを立てる、咎め
だてる

* 注記である

ふらそこの義も下品にて廉立テ候品にハこれ無く、外に子細もこれ無キ旨ニ候へども、交易等の筋にて貰請ケ候義ニハこれ無キ哉の段、支配向の者より精々申談させ候ところ、右様の節ニハ決してこれ無く、全く何の心もこれ無く貰請ケ候義ニ相違これ無クの段若狭守家来相答へ候間、取揚ゲ候品々ハ一覽の上右家来ニ願ヒ置キ申シ候。尤モ前書上陸ニ付ては種々取沙汰兼々承り及ビ候義もこれ有り、去冬より支配向へ申付ケ油断無く相糺させ候へども取留メ候訳もこれ無く、早速ニ申上ゲ置キ候様の義は相聞へ申さず候間、帰府の上申上ゲ候心得ニ御座候ところ、今般蝦夷人共より取揚ゲ候品々、書面ヲ以テ相届ケ候ニ付、別紙届書写ニ通相添へ此段先ヅ御聴キニ入レ置キ候。委細の義は彼地巡見の節猶又相糺させ帰府の節申上ゲ候様仕ルべく候。右の外松前表穩カの様、別て相替ル義御座無ク候。依て先ズ申上ゲ候。已上。

寅正月廿四日 文化三年丙寅也*

遠山金四郎

(二) 取揚ゲ候品々覚へ左の通り

萌黄縮裁 二 長サ二尺二寸五分 幅一尺六寸五分ツ、但シ毛天鷲絨鉢の品

同 一 長サ一尺四寸三分 幅八寸二分 同断

空色縮 一 長 二尺一寸 巾一尺六寸 同断

同 一 長サ二尺一寸七分 巾一尺六分 同断

櫛 但シ真鍮にて両齒 一枚

ぼたん 但シ真鍮

錐 但シ鉄にて袋 一本

右七品、ノツシャフ蝦夷カサ子より取揚ゲ候分

徳利 但シフラスコ 一

右はノツシャフ蝦夷アチユシュエより取揚ゲ候分

徳利 但シフラスコ

ぼたん 真鍮一 黒一

右二品ノツシャフ蝦夷シカマウイより取揚ゲ候分

鋏 但シ鉄にて車鋏 一挺

針 但シ鉄の縫針 八本

櫛 前々同 一枚

右三品ナヨホの蝦夷クサレより取揚ゲ候分

針 前々同 四本

ぼたん 真鍮 一

右二品ナヨホ蝦夷ラツコシュイより取揚ゲ候分

鋏 前々同 一挺

針 前々同

七本

ぼたん 真鍮 二 黒 三 五ツ

右三品ナヨホ蝦夷ルシケンソルより取揚ゲ候分

都合緞裁五、櫛三枚、ぼたん十沓、錐一本、鋏二挺、徳利二、針十九本

右の通りノツシャフ、ナヨホの両所蝦夷人共より取揚ゲ候品々御座候。

* 原本番号 六四一八

一の二

(三) 戸川筑前守殿書状*

* (一) 内は原文割
註
* 蝦夷人の意

当三月江戸表出帆致し候御用船、エトロフ嶋へ直走の積り、御船頭長谷川仲右衛門、医師一人、其外水主乗組ミ、六月七日東蝦夷地子モロ場所イシャウ沖迄走り候ところ、エトロフより箱館へ乗戻シ候御用船寛厚丸ニ行合ヒ、頻リニ招キ候間帆下ケ様子承り候ところ、御船頭高田屋嘉十郎伝馬にて参り申し聞キ候ハ、四月廿一日よりエトロフ嶋の内ナイホと申ス沖へ異国船二艘(大の方一万石積ミ位、小の方三千石積ミ位)*相見へ申シ候ところ、同廿四日同所へ上陸いたし、番人五人夷人とも*とりこにいたし元船へ連行、同所番屋、藏等残ラズ焼払ヒ候由。右ニ付同廿七日彼地出帆漸く走りぬけ申シ候。尤モ、此段下ケ船へ知ラセ呉レ候様申付ケられ候様御心得の為申聞キ候由。依て仲右衛門其外共エトロフ嶋迄参り得と様子見届ケ、其上にて如何様とも進退致スベキ覚悟ニいたし、五月八日ヘトカ沖迄参り候頃クナシリ島トマリ会所より早船にて追懸ケ招キ候間帆斗り下ケ候ところ、詰合より申越シ候

は、此度エトロフ大變の様子先々見合セ候て然ルベキ旨申越シ候間、クナシリへ上陸いたし、支配詰合向井勘介申聞キ候ハ、同島の内所々ニテ大筒の風音もこれ有り、アトイヤの様子今日明日中にハ相知レ申スべく候。エトロフ行船三艘当所ニ滞留いたし候間、大船一所ニ進退相定メ然ルベキ哉と存ジ候旨。依て長谷川仲右衛門其外滞留いたし居り候ところ、大筒の音ニツイトムイニテ承り候注進有り候へども、最早夜も深く相成リ伝馬船にてイトムイ迄見廻し候へども怪敷キ事見聞申さず候。此日同島の内ヲン子トウ辺へ異国船伝馬一艘参り、海の浅深を斗り候様にて早速去り申シ候由注進これ有り。翌十日朝アトイヤの番人参り申聞キ候ハ、四月廿四、五日頃、沖の方震動の如くなり風音これ有り、至て怪敷キ匂ひ仕り候由。其後何の相替ル事これ無ク、右ニ付様子も相知れず候間、先ヅエトロフ迄罷越シ様子見届ケ申スべしと夫より帆を巻キ沖へ乗出シ候ところ、クナシリ会所より只今エトロフより船四艘着致シ申聞キ候は、エトロフ会所シヤナ、異国人共不義の働キを以テ取り候由、依て又々乗戻り候。向井勘介咄合ヒ候ところ、此島も日々大筒の風音にて騒々しく候間、此所ハ引取り候様ニ申聞キ候間、所詮シヤナ会所焼払はれ候てハ中々渡海も叶ヒ難ク候間、一刻も早く箱館へ注進申スべしとエトロフより渡来り候者其の内同心二人番人共都合十一人萬金丸へ乗せ、同十一日夜明ケ方出帆差急ギ候ところ、風順宣シからず南部大畑へ着致シ候ニ付、箱館へ注進以前右両人の者より私旅行先仙台国分町へ注進状到来仕り候ニ付申上ゲ候。右前書エトロフ島より渡来り候者共

申聞キ候趣キ左の通り。

一 四月廿四日、異国人ナイホと申ス所へ上り、諸道具残ラズ奪取り焼払ヒ候由。
其後夷人をハ返シ候由。搦メられ候者ハ夷人共也。

一 同月廿九日、シャナヘ攻メ懸リ此方にて相備ヘ候へども、七ツ時頃にハ玉葉
なく致シ方もなく翌夜明ケ頃後口より攻メ候様子ニ見ヘ候間、扨なくルベツヘ引
退キ候由。其節注進の爲参リ候者又山路へかゝり、五月二日ニ彼所を退キ候者も
これ有り。朔日夜シャナ会所の諸品奪取り船ヘ積入レ夜明ケニ火をかけ、一字も
残サズ焼払ヒ候由。

一 鉄炮にて遠攻メ故、手負ヒ等ハ少きよし。支配人寅吉薄手を負ひ夷人一人即死
いたし候由。

一 婦人子供等ハ山ヘ逃ゲ候者の様子ハ知れ申さず候。シャナより北の方シベトロ
辺迄の事、一向ニ相知レ申さず候。

一 十日夕方エトロフより船三艘にて同心八人、番人十八人程、両家人数七十七人、
クナシリヘ渡リ来リ候由。

一 異国人の義、何レの者ニ候哉慥カニ存ジ候者もこれ無ク候へども、松前の者を
唐太嶋にて擒にし船中ニ罷在リ候由。^{*}右の船ヘ此方の夷人参リ候節伝言等申越シ
候。左候へは、全く赤人ニ御座候。夷人も皆赤人と申シ候由ニ御座候。

一 船中ニ貴人兩人これ有り。夫を夷人ニ拝させ申シ候由ニ御座候。異国人の中ニ

* 文意が通じないが、
擒にした人物も、の
意か

日本言葉并ニ文字を読ミ候者一兩人もこれ有ル由。ナイホの夷人放され歸りし者、物語リ御座候由。

右の趣キ申越シ候間申上ゲ候。猶追々注進次第申上グべく候。已上。

五月廿三日 文化四丁卯年也

戸川筑前守

(四) 又

急便ヲ以テ御用状今廿三日奥州国分町より御意ヲ得候。今昼岩沼休ミ御用船萬金丸御船頭長谷川仲右衛門、雇医師新樂閑叟より急便を以テ申越シ候。エトロフ島へ異国船渡来、同島の内クナシリへ寄り候。ナイホ沖へ四月廿一日異国船二艘相見へ候ところ、廿四日同所へ上陸、番人五人、夷人等召捕え船へ連参リ、夷人ハ帰シ候由。夫より諸色残ラズ奪取り火を付ケ焼払ヒ候由。廿九日同島のシャナ会所はハ兩家の勤番もこれ有リ、大筒杯も仕懸ケ嚴重ニ御備へこれ有リ候ところ、又々二艘にて参リ伝馬船にて上陸、大小の鉄炮、石火矢等夥敷ク打懸ケ攻付ケ候故、此方にても必死ニ打出シ働キ申シ候へども、夕方ニ至リ玉薬これ無ク防グべきやうもなく、其夜八ツ時頃ルベツの方へ引退キ候由。翌朔日弥ヨ大小の筒にて絶間なく打懸ケ打懸ケ攻付ケ夕方会所を乗取り諸色奪取り火を掛ケ、二日迄ニ一字も残サズ焼払ヒ候由。七日タン子モイよりクナシリ島へ渡来リ候者、同心番人廿六人、両家勤番人数

*後より、の意

**文章が通じないが、

解放されて帰った夷人の意か

上下七十七人これ有り。又跡より参り候者義、異国人松前の者カラフトより擒になり彼船ニ罷在り此方夷人ニ伝言申シ来り、夷人ニ承り候へハ赤人ニ相違これ無キ由。クナシリ、ヲン子トウへも伝馬船にて海の浅深を斗かり様子の由注進これ有り八日候由。八日ニも鉄炮の音ニツイムイ辺にて風音候由。扱々不安意の義、兼て私共詞を尽し申上ゲ候ハ此所にて御座候。何分ニも先ヅ早々仰渡され、人数松前へ差向け候様ニと申参り候此ノ封書御進達下さるべく候。中々猶豫ハ相成りかね申シ候。箱館の方も氣遣ハしく松前ともニ不安意ニいたし、東海、北海何分嚴重の御備へこれ有り様々仕り度ク此事も申上ゲ候。猶又貴様より仰上ゲられ下さるべく候。當年ハ御收納沙汰にハ至り申サズ、扱々にがにがしキ赤人にて御座候。以後ハ格別の御備へこれ無くてハ、天下の御恥辱を下し候義ニも恐入り候間、兎角石火矢の義数多これ無くてハ、防ギ方出来仕ラず候。エトロフ足弱共如何成行キ候哉、一向ニ先ハ知れ申サズ候。折節エトロフも菊地宗内箱館へ出居り候。留守下役在住等斗りにて、両家人数扱々残念成ル次第ニ御座候。如何の義にて残ラずやみやみと引取り候哉、訳等も相知れ申サズ候。下役戸田又太夫ハ自殺ニ及ビ候との義も御座候ども、書面へハ申上ゲず候。万端甚ダ心痛御察シ下さるべく候。偏ニ暮レ候てハ天下の御大事ニも及ひ申シ候事ニ御座候。猶重便追々御意ヲ得べく候。已上。

五月廿三日

戸川筑前守

*原本書込み

国分町より申下刻出シ六月朔日夕七ツ半時着*

(五) 〔戸川筑前守書状 三〕

當四月廿三日エトロフ島シヤナ会所より南の方へ三十里餘相隔テ候西浦の内ナイ
ホと申スところの沖合へ異国の大船二艘颯参り、大筒打放し海岸より凡ソ三里相隔
テ船懸り致シ候ニ付、同所へ差遣シ置キ候番人共の内取敢へず右の趣キ注進として
支配向の者共詰合シヤナ会所へ罷越シ候。途中海岸ニ魯西亜人六人罷在リ候由。然
ル上ハ右大船魯西亜船ニこれ有ルべしの旨申立テ候ニ付、南部大膳大夫、津輕の勤
番人数召連レ支配向の者即刻出立仕り、途中ニ於て追々風聞承リ候ところ、元船ハ
沖合ニ繫キ置キ魯西亜人共小船にて上陸致シ居合セ候番人共召捕リ大船へ連行、獵
小屋等焼払ヒ立去リ候抔申立テ、沙汰もこれ有リ候間委細の義ハ右場所へ罷越シ追
々相糺シ候上申越スべき旨、同所支配より申聞キ候。依て先ヅ此段申上ゲ置キ候。
已上。

* 漁小屋の意

五月

戸川筑前守

